

○山梨市本社機能移転促進及び市内居住者常時雇用促進事業補助金交付要綱

平成28年3月7日

告示第18号

(目的)

第1条 この要綱は、企業が市外から本社機能に移転する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、市内への本社機能移転を促進し、もって市内における産業の活性化及び市民の雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農業、林業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、サービス業（他に分類されないもの）の用に供する施設をいう。
- (2) 本社機能 意思決定を行う機能及び企業の各事業所、各部門又は企業内活動を統括する機能をいう。
- (3) 常時雇用者 第1号に規定する事業所に就業する者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。
- (4) 市内居住常時雇用者 市内に居住し、かつ、住民基本台帳に登録されている者で、前項に該当する従業員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、本社所在地が市外にあり、会社設立から3年以上が経過し、常時雇用者を5人以上有する企業及び事業者とする。

(交付要件)

第4条 補助金の交付にあたっては、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市外から本社機能に移転し、本店登記を行うこと。
- (2) あらたに常時雇用者を1人以上雇用すること。ただし、本社機能移転後の雇用については、前号における本社移転登記日から2年以内とする。

(補助金額)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとし、算定額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「補助事業者」という。)は、山梨市本社機能移転促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる関係書類を添え市長に提出しなければならない。

- (1) 法人登記全部事項証明書(写し可)
- (2) 補助対象経費がわかる内訳書、仕様書等及び領収書
- (3) 常時雇用者名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、補助金の交付の可否について決定し、山梨市本社機能移転促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第8条 補助事業者は、前条の規定により補助金額の交付決定通知を受けたときは、速やかに山梨市本社機能移転促進事業補助金請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、補助事業者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還等)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に支給された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 本社機能移転後3年以内に市外へ再移転又は正当な理由がなく操業を休止若しくは廃止したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。

(4) その他、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項第1号の規定により、補助金の返還を求めるときは、別表第2に掲げる金額の返還を命ずるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命じた者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事由により補助金を返還することが困難と認められる者について、支給した補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、令和10年3月31日限りでその効力を失う。

附 則（平成31年3月29日告示第50号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日告示第48号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(旧様式により調製した用紙に関する経過措置)

2 この告示による改正前の第1条から第112条までに規定する告示に規定する様式（以下「旧様式」という。）により調製した用紙は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際、現にある旧様式により調製した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月31日告示第81号）

この告示は、令和4年3月31日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助名称	補助対象経費	補助率等
本社機能移転事業補助	市内に本社機能移転する事業に要する経費とする。ただし、旅費、食糧費は除く。	対象経費の全額。 ただし、100万円を限度とする。

市内居住常時雇用補助	あらたに市内居住常時雇用者を雇用した場合。ただし、本社機能移転後の雇用については、本社移転登記日から2年内とする。	1人につき20万円
------------	---	-----------

別表第2（第9条関係）

返還を求める補助金の額
<p>以下の式のとおり計算した額とする。</p> <p>返還費用＝補助金交付額×（1－本社移転登記日の属する月から事業廃止又は本社機能市外移転の属する月までの月数÷36）</p> <p>※1円未満は端数切捨とする。</p>

様式第1号（第6条関係）

山梨市本社機能移転促進及び市内居住者常時雇用促進事業補助金交付申請書

年 月 日

山梨市長 様

住 所（所 在）

会社名

代表者

山梨市本社機能移転促進及び市内居住者常時雇用促進事業補助金の交付を受けたいので山梨市本社機能移転促進及び市内居住者常時雇用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | 補助金交付申請額 | 円 |
| 2 | 補助金交付申請額の算定内訳 | |
| | （1）本社機能移転促進事業補助金 | 円 |
| | （2）市内居住者常時雇用促進事業補助金 | 円 |
| 3 | 添付書類 | |
| | （1）法人登記全部事項証明書（写し可） | |
| | （2）助成対象経費がわかる内訳書、仕様書等及び領収書 | |
| | （3）常時雇用者名簿 | |
| | （4）その他市長が必要と認める書類 | |

様式第2号（第7条関係）

山梨市本社機能移転促進及び市内居住者常時雇用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日

会社名

代表者

様

山梨市長

印

年 月 日付けで申請のあった山梨市本社機能移転促進及び市内居住者常時雇用促進事業補助金を下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 円

- 2 補助金交付決定額の算定内訳
 - (1) 本社機能移転促進事業補助金 円
 - (2) 市内居住者常時雇用促進事業補助金 円

- 3 交付の条件

年 月 日

山梨市長 様

所在地
申請者 名称
代表者名 印

山梨市本社機能移転促進及び市内居住者常時雇用促進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山梨市本社機能移転促進及び市内居住者常時雇用促進事業補助金の支払を受けたいので、山梨市本社機能移転促進及び市内居住者常時雇用促進事業補助金交付要綱第8条の規定により下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 ￥ _____

補助金の振込先

金融機関名 本支店名

預金の種類 口座名義

口座番号

※通帳の写し（口座番号及び口座名義の確認できる部分）を添付してください。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)